

2023年度要望活動報告書（白井市、印西警察署及びバス会社）

2023年8月10日（木）まとめ

2023年度関係機関への要望書の提出について、以下の通り報告します。

（1）白井市への要望書の提出

日時：2023年8月8日（火） 午前10時から

対応者：笠井市長、岡田市民環境経済部長、金井産業振興課長

要望者：駒村代表理事、宇津野副代表理事、尾籠副代表理事、藤本副代表理事、
染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第25号）のとおり、8項目28件の要望をする。

- * 笠井市長からは、項目ごとに長・中・短期に区分したうえで速やかに対応するよう担当課に指示し、着実に行うようにする。また、個別の回答については、各担当部署と調整のうえ行うとされた。
- * この中で工業団地アクセス道路の整備については、早期完了をするよう市の最優先事項として関係部署に指示し取り組むこととしているとの説明があった。
- * 市では、企業誘致を促進するとともに、市民雇用の拡大を進めたいと考えているので、共に協力していただきたいとの話がある。

※今回の要望等に関しては、新規の要望を含め以下の項目について特に要望するとともに、公民センターの利活用等についての提案をしました。

なお、市から各事項の回答を9月15日（金）までにいただくこととし、その後、市と当協議会の連絡調整会議を開催する予定である。

①道路整備について

- * 工業団地アクセス道路の早期完成、又は暫定整備による一部供用開始、整備スケジュールの明示及び桜台地区からの構想道路の早期事業化を要望するとともに、構想道路沿線の産業拠点としての土地利用の転換を提案する。
- * 事業活動の活発化や物流施設の進出などに伴い交通量が増加していることから、今後の交通渋滞緩和と安全対策として、富塚交差点及び白井交差点の右折車線の整備を強く要望する。
- * 白井第2工業団地内の道路の傷みがひどいので、重点的な整備をお願いします。
- * 元白井の湯の交差点の横断歩道について、現在2方向の設置となっていて不便を来しているので、4方向の整備をお願いします。また、これに伴う道路改良をお願いします。
- * 侷山金属前の交差点について、その形状から通行に当たって危険状況が多々見られるため、注意標識等の安全対策を講じるよう要請する。
- * 工業団地内の未舗装道路の早期整備をお願いします。
- * 歩道や路肩等の除草について、歩行者、自転車の通行に支障が出ているとともに、車両の通行においても危険な状況がみられるため、定期的な除草作業を要望する。（特に通学路の箇所）
また、通称：河原子街道や工業団地アクセス道路における樹木の枝払いについては、早急な対応をお願いします。

②雨水排水対策について

- * 道路側溝が未整備地区の整備及び定期的な清掃を要望するとともに、近年の大雨に対応できるような排水整備を要望する。
- ③上水道関係について
 - * 企業進出を阻害する要因の1つとして上水道の未整備があるとともに、既存企業の安全・安心のためにも水道の整備を要望する。
- ④交通関係
 - * 河原子街道の大型車規制の緩和等について、協力・支援を願います。
- ⑤工業団地のまちづくりについて
 - * ほぼ飽和状態となっている工業団地について、その周辺区域を工業団地に準じた土地利用ができるようにしていただくよう要請する。
- ⑥工専区域の基盤整備関係
 - * 未開発地域やスプロール化している地域における各種基盤整備のほか、道路、雨水排水等の一部未整備箇所の整備を計画的に進めるよう要望する。
- ⑦公民センターの利活用について
 - * 旧食堂及び旧売店の利用について、旧食堂については、セミナールームやイベントルームとしての幅広い活用による地域に貢献できるような施設への改修を提案する。

以上

(2) 印西警察署への要望書の提出

日 時：2023年8月9日（水） 午前10時から

対応者：伊東署長、押田交通課長、堀口交通担当

要望者：駒村代表理事、宇津野副代表理事、藤本副代表理事、尾籠副代表理事、
染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第26号）のとおり、5項目の要望をする。

- * 前日に大きな交通事故があったため伊東署長とは、ご挨拶と名刺交換のみで、懇談ができなかったが、各担当部署で対応するとのことであった。

押田交通課長と担当者との懇談では、以下の要望をするとともに、解決策についての指導等をいただいた。

①大型車の通行規制の緩和等について

通称：河原子街道の大型車通行規制の緩和等について、まずは、工業団地域内の緩和、解除を要望し、可能であれば全線の時間規制への緩和等を要望する。

- * 現在、市の担当部署に緩和に当たっての条件を示しているのので、市と協議をしていただきたい。

原則、地域住民の同意が前提となる。

②大型車通行許可証の交付事務について

白井分庁舎において即日交付できるよう要望する。

- * 決裁権限の付与等にあっては、県警組織の問題であるため、本署での対応となり印西署では対応できない。
- * 許可証を定期的に申請している場合は、ネット申請ができるようになっている。ただし、許可証は取りに来ていただくこととなる。
臨時の場合、単発の場合は、ネット申請できないので、窓口申請となる。本署では即日交付できるが、白井分所では2日間程度の期間を要する。

③信号機の設置

信号機の増設（1か所）を要望する。

- * 信号機の設置基準（国の指針）があり、近接の信号機から150m以上離れていないと設置できない。
- * 全国的な動きとして、信号機の増設は相当の事情がないと難しい状況である。設置費用や維持管理費の面から減らす方向に向いて来ている。

④横断歩道、停止線等の補修

元白井の湯前の交差点の横断歩道について、現行の2方向の設置から4方向の設置整備をお願いする。

- * すでに信号機のある交差点であるため、道路改良ができれば、拡張できる。道路改良は、道路管理者の市となり、歩行者の安全な待機場所の確保を要する。（防護柱、ガードレールの設置、又は歩道の整備など）

⑤防犯関係

地域の安全のため、随時のパトロールをお願いする。

[その他の意見交換]

国道16号・富塚交差点関係

- * 国道16号の信号機は、集中管理されており、管制システムにより交通量や渋滞状況によりリアルタイムで最適になるよう管理されている。
- * 時間差信号機や右折矢印信号機の設置は、右折車線が整備されていることが前提条件となる。

以上

(3) ちばレインボーバス(株)への要望書の提出

日時：2023年8月8日（火） 午前11時15分から

対応者：松田営業部長、太田営業課課長補佐

要望者：駒村代表理事、宇津野副代表理事、藤本副代表理事、尾籠副代表理事、
染谷事務局長

要望内容：別添要望書（協議会発第27号）のとおり、2項目の要望をする。

①白井工業団地内の路線バスの増便

②白井第2項団地へのバス路線の延長

[主な意見交換]

- ・ ちばレインボーバス(株)船尾車庫では、約50台のバスを運用している。
- ・ 増便は、利用者の状況、会社経営の状況、運転手の確保の問題などを含め難しい状況である。
特に利用者については、朝・夕の利用者は一定程度あるが、昼間の利用者がほとんどない状況であり、この部分が増えないと検討のしようがない。（最低でも10人/便以上）
- ・ 限られたバスの台数と人員により運行しているので、昼間の便を減らして朝・夕を増やすことはできない。
- ・ 今後、運転手の確保が難しい状況となった場合は、運航便数を減らすこともありうる。
- ・ 路線の延長は、バスの台数が増えないので、その分、他の運行便数を減らすことにもなる。

- ・バス会社としては、昼間の利用者を増やしていただくことが全体的に必要なと考えている。
- ・現在、1時間に1本は運行しており、うまく利用していただくとよい。また、白井駅方面の利用者が最も少ないが、利用者の利便の観点から減らす予定はない。
- ・今後も改善、解決に向けた意見交換を継続していくこととする。

以上